



日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)の金融サービス分科会は、「持続可能かつ脱炭素化した社会の実現」、「健全な金融システムの構築を促す金融規制」、「国際金融センターとしての日本」、「金融デジタルイノベーションの促進」、「安心できる高齢化社会」の5つの分野における共同行動計画を承認した。

## 1. 持続可能かつ脱炭素化した社会の実現

持続可能かつ脱炭素化した社会に向けた動きがグローバルに活発化している。金融業界は、サステナブルファイナンスの推進や気候変動リスクの評価に加え、共通のタクソノミーの開発や脱炭素に向けた移行(トランジション)のサポートなどを牽引することで、主要な役割を果たすことができる。こうした動きは、日米両国政府に対して、民間セクターと連携しつつ、自国の様々な気候関連の枠組みを互いに整合させるとともに、国際的な基準設定において協調する機会をもたらす。これを踏まえ、両協議会は以下を推奨する。

報告ならびに開示:両国の金融規制当局は、サステナブルファイナンス活動、及び、気候関連のリスクと機会に係る報告・開示基準を検討するために、官民対話に取り組むべきである。サステナブルファイナンス活動の評価や影響を分析するにあたって不確実性や主観的解釈が内在することを踏まえ、投資家にとっての透明性の高い十分な情報に基づく意思決定に対するニーズと、金融機関にとっての柔軟性を保持する必要性とのバランスが取れた報告・開示のフレームワークの確立を目指すべきである。

タクソノミーの原則/トランジションファイナンスの推進:両協議会は、秩序ある方法で持続可能かつ脱炭素化した社会を実現するうえで必要なトランジション活動を支持するとともに、日米当局に対して、画一的なアプローチではない、柔軟で実際的なタクソノミーを開発するために、他国と連携するよう奨励する。

インフラ金融:インフラは生産性と競争力を高め、持続的な経済成長を実現する基盤である。両協議会は、国家的なインフラプロジェクトにおける日米両国の協力を支持し、グリーン成長に資する、グリーンでクリーンなインフラ投資を促進するためのベストプラクティスを共有することを要請する。

## 2. 健全な金融システムの構築を促す金融規制

金融規制は、健全な金融市场と持続的な経済成長を促すものである。規制は、健全な金融システムの不可欠な一部として、公平な競争環境を確保するため、また、テクノロジーの発達を考慮し、社会の構造的变化や国際的な議論の動向を踏まえるために、不断の見直しを行うべきである。これには経済安全保障を促進するための方策も含まれるが、その検討にあたっては、成長と国家安全保障上の勘

案事項との適切なバランスを確保し、ネガティブな予期せぬ結果を回避するために、日米両国の連携と民間セクターからのインプットが不可欠である。これを踏まえて、両協議会は以下の提言を行う。

公平な競争環境:公平な競争環境は、金融・資本市場を強化し、市場の非効率性や歪みを回避するための重要な規制上の原則である。デジタルイノベーションにより、テクノロジー企業を含めた多様な活動主体が金融サービスのバリューチェーンに参入している。金融システムへのリスクを評価して同一の活動には同一の規制と監督を課すことで、金融の安定と消費者保護が確保されるとともに、競争とイノベーションが促進される。

自由で効率的な資本市場システム:コロナ禍の影響を受けた企業の資金ニーズの高まりを背景に、2020年の世界の資本市場を通じた資金調達額は過去最高となった。いまや、あらゆる規模の企業が、機能的で多面的な資本市場を必要としている。過度で不要な規制は、ビジネスにとって資本へのアクセスを制約し、起業と成長の足かせとなる。両協議会は、自由で効率的な資本市場システムが経済成長とイノベーションに不可欠であると考えており、日米規制当局に対して、ビジネス環境に基づき規制を見直すことを勧奨する。

国際的な規制の一貫性:近年、市場の分断(マーケットフラグメンテーション)は、グローバルな政策機関や各国規制当局、市場参加者にとって重要な論点となっている。両協議会は、国際的な規制当局がマーケットフラグメンテーションの問題に対処し、国際基準と国内規制との間のギャップを埋めよう取り組んでいることを高く評価する。両協議会は、今後の重要なタスクが、依拠や相互承認、同等性の決定を確保する一貫した協力のためのプロセスを実装することだと認識しており、日米両国政府がこうした分野での規制上の問題を議論するための場を設けるなど、当該プロセスを正式に制定するよう促す。

### 3. 国際金融センターとしての日本

両協議会は、国際金融センターとしての日本の地位を強固にするための多面的な取り組みを支持するとともに、コーポレートガバナンスコードとスチュワードシップコードの品質と適用範囲の更新・改善に向けた継続的な取り組みや、その他日本のビジネス環境や競争力全般を強化するための重要な措置を高く評価する。この精神の下、両協議会は日本政府と、とりわけ金融庁に対して、日本の魅力を高めるための政策措置への関与・提唱を含め、こうした取り組みを継続することを求める。さらに、日本政府と金融庁に対して、世界のグリーンファイナンスマーケットにおける牽引役となって日本が掲げる「グリーン国際金融センター」を実現すべく、官民連携を通じた市場整備を推進することを要請する。両協議会は、特に以下の4つの主要分野に焦点を当てることを推奨する。

- コーポレートガバナンスと透明性:改訂されたコーポレートガバナンスコードに沿った取締役会の独立性、多様性、説明責任などの分野での進展、及び、独立取締役に対する需要を満たす多様な人材を確保するための取り組みが必要である。
- 金融専門人材のエコシステムの改善:採用や昇進、業績評価や解雇などに関する雇用慣行を現状に則して見直すとともに、金融専門人材の量と専門性を拡充していくことが必要である。
- 個人投資家の市場参加:アドバイザーの質、販売慣行、資産配分などを含む個人投資家市場の改革のほか、ファイナンシャルプランニングや受託者基準について、特段の配慮が求められる。
- 機関投資家向け市場の深化:機関投資家向け市場を拡大し、より迅速な清算と市場取引のためのインフラ構築やプロダクト範囲の拡充、テクノロジーの強化にリソースを割り当てるべきである。

### 4. 金融デジタルイノベーションの促進

コロナ禍を経て、デジタルイノベーションはあらゆる産業において益々その重要性を高めつつある。金

融業界においても、これまで以上の速度でデジタル化を推進することによって、金融商品や金融サービスの高度化に取り組むとともに、顧客利便性を向上させる必要がある。両協議会は、イノベーションの便益を享受しつつ関連するリスクを管理するために、日米両国政府が以下の2点について連携を強化することを要請する。

中央銀行デジタル通貨:グローバルに中央銀行デジタル通貨の研究が進められているなか、両協議会は、日米両国が、それぞれの中央銀行も含め、それら研究の中でセキュリティ面におけるリスクや金融システムへの影響について慎重に見極めている点を評価する。両協議会は、日米両国が連携を強化するとともに、第三国とも協力して国際的な取り組みを主導することを奨励する。

データコネクティビティ:両協議会に属する金融機関は、データコネクティビティが顧客との繋がり、リスク管理、重要なサービスの世界規模での提供のための手段であり、かつ、経済成長や金融安定にとっての重要な要素であるとみている。そのため、両協議会は、日米両国政府に対し、金融サービスにおけるデータコネクティビティの重要性を認識すること、オープンデータアーキテクチャを支持すること、データコネクティビティに関する二国間・多国間取り組みを推進すること、及び、データ規制全般における連携と整合性の確保に向けて注力することを勧奨する。

## 5. 安心できる高齢化社会

両協議会は、両国政府が官民連携を強化して、保険及び民間年金基金を通じたものを含めた民間の退職貯蓄やファイナンシャルプランニングなどを動機付けること、特に社会的弱者に向けて技術や金融リテラシーを向上させること、ならびに、保険会社や他の金融機関が社会に存在する長期的な保険、投資、及び退職資金ニーズの支援を阻害しないような政策及び規制の枠組みを採用することを推奨する。これには、世界、国／法域レベルで保険会社に適切な資本基準を設定すること、長期の保険商品と貯蓄商品を消費者が引き続き広く利用できるようにすること、ならびに、税制上の優遇措置や補助金など最適な個人資産形成をサポートする政策の枠組みが含まれる。